

資料提供		
令和6年1月18日		
担当課	介護サービス指導室	障害福祉課
担当者	橋本・西村	原田・北東
電話	073-441-2527	073-441-2537

介護保険法及び障害者総合支援法に基づく行政処分について

1 行政処分を受ける者

事業所名：陽楽介護（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1330番地）
 サービスの種類：訪問介護（介護）、居宅介護・重度訪問介護（障害）
 運営法人：株式会社陽楽（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1330番地）
 代表取締役 辰己 雅子
 指定年月日：介護：令和5年1月1日、障害：令和5年2月1日

2 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：全部効力停止6月
- (2) 処分決定日：令和6年1月18日
- (3) 処分期間：令和6年3月1日から令和6年8月31日

3 行政処分の理由

不正の手段による指定

【介護保険法第77条第1項第9号、障害者総合支援法第50条第1項第8号】

① 介護サービス

- ・指定申請時には人員基準を満たす勤務形態一覧表を県に提出していたが、実際運用されていた勤務表では人員基準を満たしていなかった。
- ・非常勤職員は管理者から人員基準を満たしていない勤務表でしか勤務時間の説明を受けていなかった。
- ・実際の勤務実績においても、開設時である令和5年1月から同年5月まで一度も人員基準を満たしていなかった。

② 障害福祉サービス

- ・指定申請（令和4年12月28日付）で提出した勤務形態一覧表について、先に指定（令和5年1月1日）を受けた介護サービス事業（訪問介護）において、申請内容と異なる人員基準に違反する勤務実態となっていたにもかかわらず、勤務体制の改善等を行わないまま、障害福祉サービスの指定（令和5年2月1日）を受けた。